

資料編

(1) 策定経過

年月日	主な内容
令和5年12月1日～12月28日	令和5年度第2回八千代市子ども・子育て会議（書面開催） ・八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）について
令和6年1月9日～1月31日	八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施 ・就学前児童保護者、就学児童保護者向けアンケート調査
令和6年3月18日	令和5年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果について ・特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について ・令和6年4月1日開所施設の概要について
令和6年6月4日～6月28日	千葉県こどもの生活実態調査の実施 ・八千代市内全校の小学5年生及び中学2年生とその保護者向けアンケート調査
令和6年6月21日	令和6年度第1回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて ・八千代市の現状について ・八千代市こども計画の体系骨子（案）について
令和6年7月12日～7月28日	八千代市こども・若者の意識調査の実施 ・15歳から29歳までのこども・若者向けアンケート調査
令和6年7月29日	令和6年度第2回八千代市子ども・子育て会議 ・第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度版実績報告について ・計画における量の見込みの考え方について ・八千代市こども計画の体系骨子（案）について
令和6年10月25日	令和6年度第3回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画（素案）について
令和6年11月9日	「八千代どーんと祭2024」におけるアンケートの実施 ・主に未就学児から就学児童（低学年）向けアンケート調査
令和6年12月23日	令和6年度第4回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画の素案（最終稿）について
令和7年1月7日～2月6日	パブリックコメント手続の実施
令和7年3月3日	令和6年度第5回八千代市子ども・子育て会議 ・八千代市こども計画の案について ・特定教育・保育施設等の利用定員の設定に係る意見聴取について

(2) 八千代市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	所属する団体の名称等	氏名
1	市民	市民公募	井上 早苗
2		市民公募	田中 麻美子
3		市民公募	中川 裕美
4		市民公募	中村 唯
5	子ども・子育てに関する事業に従事するもの	八千代市民間保育協議会	丸山 純
6		八千代市私立幼稚園協会	廣見 宣夫
7		八千代市認定こども園連盟	藤澤 彩
8		全国小規模保育協議会	櫻井 陽子
9		八千代市社会福祉協議会	河島 和城
10	学識経験者	東京成徳大学	別府 さおり
11		東京成徳大学	朝比奈 朋子
12		東京家政大学	柿沼 芳枝
13	市長が必要と認める者	八千代市民生委員 児童委員協議会連合会	安藤 浩子
14		八千代市商工会議所	長谷川 浩一
15		八千代市校長会	杉崎 有衣

(3)「アンケート調査結果からみえる現状」についての生活困難層の分類

本調査では、首都大学東京子ども・若者貧困研究センター（2017）「東京都子供の生活実態調査報告書」を参考に、こどもの「生活困難」に係る3要素を以下のとおり定義しました。

i. 低所得	等価世帯所得が厚生労働省「年国民生活基礎調査」から、下記的方式で算出される「低所得基準」未満の世帯と定義する。 世帯所得の中央値(※1)405万円÷√平均世帯人数2.25人(※2)×50%=135万円 ※1. 2023(令和5)年国民生活基礎調査から引用 ※2. 2022(令和4)年国民生活基礎調査から引用 ※この調査における等価世帯所得(世帯人数を考慮した所得)の算出は以下のとおりです。 [保護者(世帯収入)]の中央値÷√[保護者(世帯人数)]=等価世帯所得 (ex. 200～300万円⇒250万円)÷(ex. 5人世帯⇒2.23606…)=(ex. 1,118,034円)<低所得基準
ii. 家計の逼迫	保護者票において、以下の7項目中、1つ以上が該当する場合と定義する。 - 過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった - 過去1年以内に経済的な理由で電気料金の滞納があった - 過去1年以内に経済的な理由でガス料金の滞納があった - 過去1年以内に経済的な理由で水道料金の滞納があった - 過去1年以内に経済的な理由で家賃の滞納があった - 過去1年以内に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」があった - 過去1年以内に「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があった
iii. 子どもの体験や所有物の欠如	保護者票において、過去1年以内の子どもの体験や所有物に関する以下15項目のうち、経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある場合と定義する。 - 海水浴に行く - 博物館・科学館・美術館などに行く - キャンプやバーベキューに行く - スポーツ観戦や劇場に行く - 遊園地やテーマパークに行く - 毎月おこづかいを渡す - 毎年新しい洋服・靴を買う - 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる - 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) - お誕生日のお祝いをする 1年に1回くらい家族旅行に行く - クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる - 子どもの年齢にあった本 - 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ - 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

上記3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

① 困窮層	2つ以上の要素に該当
② 周辺層	いずれか1つの要素に該当
③ 一般層	いずれの要素にも該当しない

なお、上記3要素について欠損がある場合は無効としました。

(4) 地区別人口推計結果

(阿蘇地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	45	44	44	44	43
1歳	40	48	47	47	47
2歳	52	41	49	48	48
3歳	56	53	42	50	49
4歳	47	59	56	44	53
5歳	58	47	58	55	44
6歳	69	57	46	57	54
7歳	56	70	58	47	58
8歳	66	56	70	58	47
9歳	68	65	55	69	57
10歳	70	67	64	54	68
11歳	63	68	65	62	52
12歳	55	63	68	65	62
13歳	45	55	62	67	64
14歳	50	44	54	61	66
15歳	57	50	44	54	61
16歳	50	56	50	44	53
17歳	51	49	55	49	43
18歳	43	51	49	55	49
19歳	58	47	56	53	60
20歳	63	63	51	60	57
21歳	78	64	64	52	61
22歳	83	78	64	64	52
23歳	87	85	80	65	65
24歳	88	89	87	82	66
25歳	85	91	92	90	85
26歳	94	93	100	101	99
27歳	104	97	96	103	104
28歳	102	102	95	94	101
29歳	101	106	106	98	97

(村上地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	195	193	192	191	190
1歳	175	186	184	183	182
2歳	167	171	182	180	179
3歳	176	162	166	176	174
4歳	213	176	162	166	176
5歳	194	207	171	158	161
6歳	180	191	204	168	155
7歳	214	178	189	202	167
8歳	250	212	176	187	200
9歳	222	249	211	175	186
10歳	249	221	248	210	174
11歳	264	251	223	250	212
12歳	293	262	249	221	248
13歳	284	292	262	249	221
14歳	287	283	291	261	248
15歳	308	290	286	294	264
16歳	340	306	288	284	292
17歳	351	339	305	287	283
18歳	355	357	345	310	292
19歳	336	360	362	350	314
20歳	398	345	370	372	360
21歳	397	411	357	383	385
22歳	397	420	435	378	406
23歳	416	398	422	437	379
24歳	447	428	410	435	450
25歳	395	459	439	421	446
26歳	460	396	460	440	422
27歳	442	492	424	492	471
28歳	386	451	501	432	501
29歳	428	388	453	504	434

(睦地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	46	46	46	46	45
1歳	58	50	50	50	50
2歳	46	57	49	49	49
3歳	46	46	57	49	49
4歳	44	45	45	55	47
5歳	59	44	45	45	55
6歳	60	60	45	46	46
7歳	63	62	62	46	47
8歳	61	62	61	61	45
9歳	65	60	61	60	60
10歳	49	64	60	61	60
11歳	52	49	64	60	61
12歳	50	53	50	65	61
13歳	57	50	53	50	65
14歳	51	56	49	52	49
15歳	44	51	56	49	52
16歳	64	44	51	56	49
17歳	68	64	44	51	56
18歳	53	69	65	44	51
19歳	64	61	79	75	51
20歳	75	66	62	81	77
21歳	82	74	65	61	80
22歳	50	78	70	61	58
23歳	59	48	75	68	59
24歳	63	60	48	76	69
25歳	68	63	60	48	76
26歳	79	74	68	65	52
27歳	56	77	72	66	63
28歳	75	61	84	78	72
29歳	78	75	61	84	78

(大和田地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	301	297	294	292	290
1歳	298	320	315	312	310
2歳	333	302	324	319	316
3歳	376	335	304	326	321
4歳	330	377	336	305	327
5歳	373	331	379	337	306
6歳	329	377	335	383	341
7歳	389	333	381	339	387
8歳	397	393	337	385	343
9歳	444	400	396	339	387
10歳	416	452	408	404	345
11歳	475	419	455	411	407
12歳	518	477	420	456	412
13歳	519	519	478	421	457
14歳	545	523	523	481	424
15歳	616	548	526	526	484
16歳	580	617	549	527	527
17歳	579	581	618	550	528
18歳	625	578	580	616	549
19歳	564	619	573	575	610
20歳	645	563	618	572	574
21歳	594	649	567	622	576
22歳	691	603	659	576	631
23歳	689	665	580	634	554
24歳	607	661	638	557	608
25歳	606	607	661	638	557
26歳	599	614	615	670	646
27歳	593	605	620	621	677
28歳	548	588	600	615	616
29歳	522	546	586	598	613

(高津・緑が丘地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	520	523	528	537	546
1歳	526	561	564	569	579
2歳	570	554	591	594	599
3歳	625	579	563	600	604
4歳	553	638	591	575	612
5歳	600	564	651	603	587
6歳	663	605	568	656	608
7歳	549	663	605	568	656
8歳	592	555	670	612	574
9歳	612	597	560	676	617
10歳	567	611	596	559	674
11歳	463	565	609	594	557
12歳	486	461	563	607	592
13歳	452	488	463	566	610
14歳	483	449	485	460	563
15歳	472	485	450	487	461
16歳	471	472	485	450	487
17歳	465	474	475	488	452
18歳	497	475	484	485	498
19歳	453	501	479	488	489
20歳	472	454	502	480	489
21歳	497	477	459	507	485
22歳	501	507	486	468	517
23歳	540	506	512	491	472
24歳	516	541	507	513	492
25歳	505	518	543	509	515
26歳	585	529	543	569	534
27歳	564	623	563	578	606
28歳	620	603	666	602	618
29歳	652	677	659	728	658

(八千代台地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	235	238	241	244	248
1歳	211	242	245	248	251
2歳	261	218	249	253	256
3歳	249	267	223	255	259
4歳	278	252	270	225	258
5歳	247	282	256	274	229
6歳	279	254	290	263	281
7歳	230	284	258	295	267
8歳	283	232	286	260	298
9歳	244	284	233	287	261
10歳	300	244	283	233	286
11歳	254	299	243	282	232
12歳	279	256	302	245	284
13歳	277	281	258	304	247
14歳	264	282	286	262	309
15歳	258	267	285	289	265
16歳	266	261	270	288	292
17歳	257	270	265	274	293
18歳	293	267	281	275	285
19歳	291	308	281	296	289
20歳	281	307	325	296	312
21歳	290	294	321	340	310
22歳	327	329	334	365	386
23歳	409	334	336	341	373
24歳	420	435	355	358	363
25歳	414	432	447	365	368
26歳	415	426	444	460	375
27歳	424	427	438	457	473
28歳	457	451	454	466	486
29歳	438	465	459	462	474

(勝田台地区)

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	80	80	81	80	80
1歳	111	91	91	92	91
2歳	90	115	94	94	96
3歳	79	90	115	94	94
4歳	103	81	92	117	96
5歳	91	107	84	96	122
6歳	115	96	113	88	101
7歳	96	116	97	114	89
8歳	129	99	120	100	117
9歳	127	131	100	122	101
10歳	119	129	133	101	123
11歳	106	120	131	135	102
12歳	109	107	121	132	136
13歳	112	111	109	123	134
14歳	109	113	112	110	124
15歳	136	108	112	111	109
16歳	136	136	108	112	111
17歳	141	136	136	108	112
18歳	147	142	137	137	108
19歳	142	149	144	139	139
20歳	156	145	153	147	142
21歳	169	159	148	156	150
22歳	181	188	176	164	173
23歳	165	188	195	183	170
24歳	208	171	194	202	189
25歳	192	205	169	192	200
26歳	176	201	214	177	201
27歳	198	187	214	228	188
28歳	164	192	181	207	221
29歳	171	166	194	183	210

(5) 用語解説

	用語	解説												
■ アルファベット	P D C A サイクル	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステムのことです。最後の Act（改善）では Check（評価）の結果を次の Plan（計画）に反映することにより、システムを循環させていきます。												
■ 数字	1号認定 2号認定 3号認定	確認を受けた幼稚園や保育園、認定こども園等を利用する際には、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。当該認定は、こどもの年齢や親の就労等による保育の必要性に応じて、1号から3号認定まで3つの区分があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th><th>対象</th><th>利用施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td><td>満3歳以上で、教育を希望する子ども</td><td>幼稚園・認定こども園</td></tr> <tr> <td>2号認定</td><td>満3歳以上で、保育の必要性がある子ども</td><td>保育園・認定こども園等</td></tr> <tr> <td>3号認定</td><td>満3歳未満で、保育の必要性がある子ども</td><td>保育園・認定こども園等</td></tr> </tbody> </table>	認定区分	対象	利用施設	1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園	2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等	3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等
認定区分	対象	利用施設												
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園												
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等												
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども	保育園・認定こども園等												
■ あ行	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	幼稚園や認定こども園の在園児を、通常の就園時間（おおむね9時～14時）の前後や長期休業中などに預かる事業です。												
	一時預かり事業（一般型）	幼稚園や保育園、認定こども園等に在籍していない0～5歳までの子どもを、保護者の事情により一時的に家庭で保育ができないとき、幼稚園や保育園、認定こども園で預かる事業です。												
■ か行	確認を受けない幼稚園（確認を受けた幼稚園）	施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた負担割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した幼稚園を「確認を受けた幼稚園」と言い、令和6年4月現在で八千代市には3園あります。 また、施設型給付費を受けずに千葉県私学助成（財政支援）を受けて運営する幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言います。												
	確保方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）に対応する必要な定員数などの供給量です。 また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。												
	企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府によって創設され、企業が従業員の子どもの保育するために設置する保育施設で、八千代市には、令和6年9月現在で8施設があります。企業が単独または複数の企業と共同で設置する形態や、保育事業者に委託して運営する形態があり、国の助成を受けて運営され、施設の中には、従業員の子どものみだけでなく、地域の子どもの受け入れる施設もあります。												

	用語	解説
	基本指針	子ども・子育て支援法第 60 条の規定により、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針です。主な内容は、子ども・子育て支援の意義、地方自治体の事業計画の作成指針等に関する事項です。
	教育・保育施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいいます。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市が設置するもので、保健師・助産師などの専門知識をもったスタッフが、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供しています。
	こどもアドボカシー	大人や社会に対して声を上げにくかったり、声が拾われにくかったりするこどもの権利を守るため、(支援者が)意見表明をサポートすること等を指します。
	子ども家庭総合支援拠点	18 歳未満のお子さんとその家庭（妊産婦も含みます）を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごと、児童虐待について、専門の相談員が相談・対応します。お子さんと保護者が安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制をとり、それぞれの家庭にあったサポートを行います。
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な法律です。
	子ども・子育て支援法	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」の一つで、全てのこどもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。
	こどもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。こどもに関することが行われるときは、そのこどもにとって、最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のことです。
■ さ 行	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもが権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするための対策を総合的に推進することを目的とする法律です。
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、施策の基本となる事項等を定めること等により、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする法律です。
	次世代育成支援対策推進法	平成 15 年 7 月に成立し、急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的に、仕事と子育てを両立できる環境の整備や地方公共団体等の行動計画の策定を定めた法律です。(令和 6 年 5 月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法(次世代法)が改正され、有効期限が令和 17 年 3 月 31 日までに再延長)

	用語	解説								
	実費徴収	教育・保育を提供する標準的な費用として、国が定める公定価格から算定した施設型給付費等（運営費）で賄うことができない費用（給食費や制服、園外活動等の費用）について、保育園等の事業者が、保護者の同意を得た上で、直接実費で徴収する費用です。								
	児童発達支援	障害のある子どもを児童発達支援センター等に通所させ、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。								
■ た 行	待機児童数	認可保育所等の利用申込みをしたが、入所できていない児童のうち、「他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望して入所できていない児童」など、国の定義に基づき、待機児童数に含めないこととされている児童を除いた数が、「待機児童数」となります。 なお、学童保育事業の待機児童数は、入所申請をした児童のうち、入所できていない児童の数を、「待機児童数」としています。								
	地域型保育事業	少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業の総称で、次の類型があります。 ＜事業類型＞ <table><tr><td>家庭的保育</td><td>家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</td></tr><tr><td>小規模保育</td><td>少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</td></tr><tr><td>居宅訪問型保育</td><td>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</td></tr><tr><td>事業所内保育</td><td>企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。</td></tr></table>	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。								
	小規模保育	少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。								
	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。								
	事業所内保育	企業が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。								
	地域子育て支援センター	主に地域子育て支援拠点事業を実施する施設で、妊娠から出産、子育てまで一貫した子育て支援事業を実施する拠点施設として、市内の3つの公立保育園と2か所の子ども支援センターすてっぷ21を位置付けています。								
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条で規定する利用者支援事業や一時預かり事業などの19の事業です。子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めます。									
特定教育・保育施設	施設型給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）です。									
特定地域型保育事業	地域型保育給付費（国・県・市がそれぞれ定められた割合で施設に支給する運営費）を支給する施設として、市が条例で定める基準を満たしていると確認した地域型保育事業です。									
特別支援教育	平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援学校のみならず、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。									

	用語	解説								
■ な 行	認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設で、地域の子育て支援も行います。保護者の就労等により保育を必要とする0～5歳のこどもと、保育を必要としない3～5歳のこどもを預かります。								
■ は 行	放課後子ども教室	放課後に学校の余裕教室、体育館、校庭等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の文化・スポーツ団体等の御協力を得て、様々な学習・体験活動や地域の方々との交流活動を実施することを目的とする事業です。								
■ や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをさします。								
	幼稚園の預かり保育	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と同様に、幼稚園の在園児を、通常の就園時間の前後等に預かる事業ですが、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は市からの補助金で運営されているのに対し、幼稚園の預かり保育は、千葉県の私学助成（財政支援）を活用し運用されている事業になります。								
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた子ども等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。								
■ ら 行	利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型）	子育て家庭及び妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。								
		<table><tr><td>基本型 （基本Ⅰ型、基本Ⅱ型）</td><td>地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。</td></tr><tr><td>地域子育て相談機関 （基本Ⅲ型）</td><td>相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。</td></tr><tr><td>特定型</td><td>「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。</td></tr><tr><td>こども家庭センター型</td><td>従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。</td></tr></table>	基本型 （基本Ⅰ型、基本Ⅱ型）	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。	地域子育て相談機関 （基本Ⅲ型）	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。	特定型	「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。	こども家庭センター型	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。
		基本型 （基本Ⅰ型、基本Ⅱ型）	地域子育て支援拠点などの身近な場所で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行うほか、利用者が必要な支援につながるよう関係機関との連絡調整等を行います。							
		地域子育て相談機関 （基本Ⅲ型）	相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行うことで、子育て家庭との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やします。 また、こども家庭センターを補完する役割を担います。							
	特定型	「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける等の実施要件を満たし、主として市の窓口で、専任職員が保育所への入所や各種の子育て支援に関する相談支援を行います。								
こども家庭センター型	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。									
量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、ニーズ調査や実績値などから推計した今後見込まれる利用者数やサービス量などの需要量です。 また、各年度の時点は、「教育・保育施設等の整備事業」及び「時間外保育事業」、「放課後児童健全育成事業」が年度当初となり、その他の事業が、年度末までとなります。									

八千代市こども計画

発行日：令和7年3月

発行者：八千代市子ども部子育て支援課

住 所：〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

TEL：047-421-6751

FAX：047-482-9094